

令和6年第2回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日(火)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番	美馬 英二	11番	蔭山 勝利
2番	逢坂 利人	12番	河野 弘彦
3番	佐藤 貞男	13番	尾方 隆子
4番	天毎木 孝利	14番	河野 耕八郎
5番	竹田 勝一	15番	小田 一夫
6番	黒川 邦晴	16番	長浦 勝幸
7番	藤本 尚人	17番	安達 英雄
8番	谷 富廣	18番	藤岡 由信
9番	大久保 孝雄	19番	村上 一好
10番	原田 政憲		

4. 欠席委員

--	--

5. 事務局

局長	中津 圭二	
局長補佐	大久保 政博	
事務主任	小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第7号 令和5年度第11期農用地利用集積計画について(諮問)

7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	それでは、ただ今より、令和6年第2回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。只今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。
会 長	(会長挨拶)
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。 日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、1番美馬委員、2番逢坂委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。 次に、日程第2、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回、第3条は11案件でございますが、これらの申請について法定の添付書類は整っております。議案書1ページをお開き下さい。 番号1です。申請地は、美馬町字宮前[]。地目は、それぞれ、田。面積は合わせて、1,635㎡であります。譲渡人は、[]。譲受人は、[]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、2.0kmで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、果樹や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、青木家住宅の[]に位置する農地であります。 次に、番号2です。申請地は、美馬町字突落[]。美馬町字竹ノ内[]。地目等の詳細は記載の通りです。面積は合わせて、2,292㎡であります。譲渡人は、[]。譲受人は、[]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、1.0kmで、稼働人員は2人となっております。この農地は、親族間における贈与

による譲受けとなります。農地取得後は、果樹や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、記載のとおりです。申請地、美馬町字突落の農地は、突落集会所から [REDACTED] に位置する農地です。また、美馬町字竹ノ内の農地は、徳島県西部防災館の [REDACTED] に位置する農地です。

次に、番号3、番号4です。これらは、関連案件となりますので、一括してご説明いたします。番号3の申請地は、美馬町字水久保 [REDACTED]、高惣 [REDACTED]。番号4の申請地は美馬町字水久保 [REDACTED]。以上の農地の地目等の詳細は議案書に記載のとおりです。番号3の譲渡人は、 [REDACTED]。番号4の譲渡人は、 [REDACTED]。譲受人は [REDACTED] であります。耕作面積は、20,833㎡。通作距離は、500mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻の作付けを行う計画です。農機具の所有状況は、議案書記載のとおりです。申請地は、宗ノ分自治会館の [REDACTED] に位置する農地であり、現地は、沼田地区圃場整備事業により区画整備が行われており、現地区画の状況と現状での法務局登記の状況が大きく相異しておりますが、令和7年3月までには、現地区画の状況と登記が一致するよう換地処分の登記が完了予定であること、県農林水産部に確認しております。また、換地処分前に、従前の土地での所有権移転登記を行なうことについては、問題ないこと確認しております。

次に、番号5です。申請地は、美馬町字鍵掛 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、327㎡であります。譲渡人は、 [REDACTED]。譲受人は、 [REDACTED] であります。耕作面積は、5,360㎡。通作距離は、100mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、梅などの果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、道の駅、みまの里の [REDACTED] [REDACTED] に位置する農地です。

次に、番号6です。申請地は、脇町岩倉字ノツゴ [REDACTED]。地目は、いずれも、田。面積は、合わせて、2,880㎡であります。譲渡人は、 [REDACTED]。譲受人は、 [REDACTED] [REDACTED] であります。耕作面積は、57,474㎡。通作距離は、2.0kmで、稼働人員は9人となっています。この農地は、農地所有適格法人である譲受人が売買により取得するものです。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉小学校の [REDACTED] に位置する農地であります。

次に、番号7です。申請地は、脇町大字脇町字佐尾原 [REDACTED]。地

目は、田。面積は、315㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、県立脇町高等学校の[REDACTED]に位置する農地であります。

次に、番号8です。申請地は、脇町大字猪尻字建神社下南[REDACTED]。地目は、田。面積は、361㎡であります。譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。現時点での通作距離は、500mですが、後ほどの議案第6号、5条申請案件番号2において、隣接農地に居宅を建築する予定であります。稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜やミカン・スダチ等の果樹を作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、西部総合県民局美馬庁舎の[REDACTED]に位置する農地であります。

次に、番号9です。申請地は、脇町大字猪尻字古作[REDACTED]。地目は、田。面積は、284㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。自宅に隣接する農地で稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、北庄団地の[REDACTED]に位置する農地であります。

次に、番号10です。申請地は、脇町字拝原[REDACTED]。地目は、畑。面積は、380㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。持分は、記載のとおりです。譲受人は、[REDACTED]。持分は、記載のとおりです。こちらの案件は、昨年12月にも同様の申請案件がありましたが、譲渡人と譲受人による訴訟関連案件となります。訴訟の結果として、裁判所において、両者による和解が成立し、譲渡人[REDACTED]の持分全部を共有物分割により移転するものです。申請は、譲受人[REDACTED]による単独申請となります。申請に際し、裁判所発行の和解調書の写しが提出されております。耕作面積は、5,331㎡。通作距離は、25kmで、稼働人員は1人となっています。農地取得後は、果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、拝原最終処分場の[REDACTED]に位置する農地です。

次に、番号11です。申請地は、木屋平字谷口[REDACTED]。地目等

	<p>の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、1, 357㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、35kmで、稼働人員は1人となっております。この農地は、親族間の贈与による譲受けとなります。農地取得後は、お茶や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、木屋平中学校の[REDACTED]に位置する農地です。</p> <p>以上、これらの11案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1、番号2は、7番藤本委員、お願いします。</p>
7番 藤本委員	<p>はい、7番藤本です。番号1、番号2の案件を説明させていただきます。2月24日に現地確認いたしました。1番、2番の案件ともに草木が生い茂って耕作放棄地となっております。いずれの所有者も[REDACTED]とか[REDACTED]の県外在住ということです。今のままでは、このまま耕作放棄が続く状態ですが、これらの農地を全て引き受けて耕作されるということですので、問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号3、番号4は、16番長浦委員、お願いします。</p>
16番 長浦委員	<p>16番長浦です。2月22日に現地確認いたしました。先ほどの事務局の説明のとおり、令和元年度の沼田地区農地改良事業で区画整備をしたところであり、番号3、4は、番地は離れておりますが、今度、仮番地として隣どうしの農地であります。譲受人[REDACTED]ですが、農業を熱心に行っている方で、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号5は、2番逢坂委員、お願いします。</p>
2番 逢坂委員	<p>はい、2番逢坂です。2月25日に現地確認をいたしました。[REDACTED]にもお会いして、引き続き果樹の栽培を行うということで確認がとれました。すでにきれいに剪定しており、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号6は、19番村上委員、お願いします。</p>
19番 村上委員	<p>はい、19番村上です。2月22日に現地確認いたしました。現況は、麦が5センチくらい育っております。譲受人は、耕作をする気まんまんとおっしゃっていたので、特に問題は無いと思います。審議の程よろしくお願いします。</p>

議 長	番号7、番号8は、18番藤岡委員、お願いします。
18番 藤岡委員	はい、18番藤岡です。番号7ですが、 です。両名ともお会いしまして、十分な説明をしていただきました。特に問題は無いと思います。また、番号8については、 の近くで、 があります。 につきましては、 でありますし、非常に感じのいい方でありました。特に問題ないと思います。
議 長	番号9は、1番美馬委員、お願いします。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。昨日、現地確認いたしました。譲受人の自宅に隣接しておりまして、現地のほうも季節野菜が植えられておりました。何ら問題無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号10は、12番河野委員、お願いします。
12番 河野委員	はい、12番河野です。昨日、現地確認いたしました。この土地は、去年まで より借り受けて耕作しておりました。持分が変わるだけで何ら問題は無いと思います。ただ、 が去年から1年かけて急激に土地を取得いたしましたので、耕作放棄地の心配があります。今後、パトロール等で注意していきたいと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号11は、4番天毎木委員、お願いします。
4番 天毎木委員	はい、4番天毎木です。昨日、現地確認いたしました。また、譲受人 に来ていただきましてお話をお聞きしました。譲渡人 が、 耕作ができないということで、 が譲り受けるということです。お茶の栽培を去年から始めており、きれいに剪定もされておりました。また、ほかの畑も借りて耕作を行いたいとおっしゃってりました。特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせていただきたいと思います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
17番 安達委員	番号1、番号2について、耕作放棄地を解消できるということで大変いいことだと思います。続いて、番号7の件ですが、耕作放棄地を現況畑にもどす場合、深いところまで雑草の根ははっていることが多いです。草刈り機等で、隣接地に影響が出ないようにしていただきたい。
事務局長	安達委員からのご意見がありましたが、ご本人にその旨をお伝えし、適切な管理をするようお願いいたしたいと思います。
17番 安達委員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。

委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。番号1から番号11の許可申請11案件について、許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請11案件につきまして許可することと決定いたします。
議長	次に、日程第3、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の説明をさせていただきます。この5条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字西高畑■■■■。地目は、田。営農型太陽光発電施設の設置に伴う使用貸借による転用申請で、申請地の面積は、1,044㎡うち、支柱部分の転用面積、2.4㎡であります。貸人■■■■。借人は■■■■であります。計画としまして、支柱本数76本、最低地上高2.1m、支柱間隔3.1mを確保します。下部農地においては、みょうがの作付けを行いません。計画では、遮光率39.63%であり、周辺農地における平均的な反収の8割を確保できる計画です。申請地は、旧重清東小学校の■■■■に位置する農地で、農地区分は、第1種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号2です。転用場所は、脇町大字猪尻字建神社下南■■■■。地目は、田。面積は、716㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画として、表土をすきとり、周囲にコンクリート擁壁を設置し、西側に隣接する市道の高さまで、山土により45cm程度盛土を行いません。居宅は木造平屋建、建築面積119.24㎡であります。取水は市営上水道を利用し、雨水は、集水マスに集め、西側に隣接する市が管理する水路へ放流します。汚水も、合併処理浄化槽で処理したのち、同様とします。このことについては、施設管理者と協議済みです。申請地は、西部総合県民局美馬庁舎の■■■■に位置する農業振興地域指定内の農地ですが、農振除外がなされており、農地区分は、第3種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号3です。転用場所は、穴吹町三島字小島■■■■ほか2筆。</p>

	<p>地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、3,034.08㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]であります。フィット法による高圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現況地盤のまま、整地、転圧を行ないます。周囲は、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、JR小島駅の[REDACTED]に位置する農業振興地域指定外の白地であり、農地区分は、第3種農地と判断をされます。</p> <p>以上で農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、16番長浦委員、お願いします。</p>
16番 長浦委員	<p>はい、16番長浦です。2月22日に現地確認いたしました。西側に[REDACTED] [REDACTED]あります。また、北側には、住居が建設中であります。営農型太陽光発電施設であります。周りの農地に対しても何ら問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号2は、18番藤岡委員、お願いします。</p>
18番 藤岡委員	<p>はい、18番藤岡です。先ほどの説明どおりで、また、事業計画もしっかりしております。特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号3は、8番谷委員、お願いします。</p>
8番 谷委員	<p>はい、8番谷です。2月22日に現地確認いたしました。特に問題はございません。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思っております。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
12番 河野委員	<p>はい、12番河野です。番号2の件で事務局にお伺いします。転用面積が716㎡ということですが、転用面積の基準が450㎡だったと思います。何に使われるのか確認をお願いします。また、排水の件ですが、隣接の道路側溝に排水されるということですが、その排水の末端は、日野谷になっております。脇町土地改良区の水源がマルナカの裏あたりにあり、そこにつながっております。それを水源とする脇町土地改良区も関係していると思っておりますが、事務局の見解をお伺いします。</p>
事務局	<p>前段の件について、716㎡が少し広いのではないかとのご指摘ですが、許可基準として450㎡程度という目安がありますが、その他に、地域の状況を鑑みるという許可基準もございます。周囲の住宅敷地が広いこともありまして、この面積となっております。また、家庭菜園及び両親の訪問の</p>

	ための駐車場の設置が必要とのことであり、基準より少し広いですが、許可やむ得ないと判断します。
事務局長	後段の排水の件ですが、直接、改良区の用水路に接続するわけではないので、放流同意は必要無いと考えられます。また改良区からは、居宅を建設するに際し、問題無しとの意見書をいただいております。
12番 河野委員	ありがとうございました。
議長	他に何かございますか。
委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。番号1から番号3の3案件について、許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第4、議案第7号、令和5年度第11期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	先にお配りしております議案第7号、美馬市農地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、9,119㎡。更新の利用権設定面積は、7,772㎡です。利用権設定筆数は、27筆。利用権を設定する件数、延べ7件。利用権設定を受ける者、組織は、4件です。 以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。
議長	ご意見ございますか。
委員一同	(意見無し)
議長	お諮りいたします。それでは、議案第7号、令和5年度第11期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第2回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。